

埋蔵文化財保護の手引き

— 改訂版 —

豊島区教育委員会

はじめに

豊島区内には、私たちの先祖が様々な生活を送った跡である遺跡が、過去に実施された調査などで、現在までに16か所あることがわかっています。

遺跡は、建造物、美術品、古文書等の文化財と同様、豊島区の過去の歩みを知る上で重要な手掛かりとなる貴重な文化遺産です。文化財保護法ではこのような場所を「埋蔵文化財包蔵地」（周知の遺跡）と呼んで、大切に保護・保存することになっています。

私たちの先祖が残してくれた遺跡を大切に保護・保存し、後世に引き継ぐことは、現代に生きる私たちに課せられた大切な使命と言えます。ところが、近年、都市化の進展に伴い包蔵地における開発行為が増加し、貴重な遺跡が破壊・消滅の危機に直面するなど多くの問題が生じています。貴重な歴史的文化的環境を守りつつ、豊島区が調和のとれた発展を遂げてゆくためには、区民の皆さん、土地所有者、開発事業者の方々の、埋蔵文化財保護に係るご理解とご協力が不可欠です。

本小冊子の活用により、埋蔵文化財が国民の共有財産として大切にされるとともに、豊島区の新しいまちづくりの一助になることを願ってやみません。

令和7年3月 豊島区教育委員会

目次

I	豊島区内の遺跡	2
II	豊島区の遺跡の概要	2
III	文化財保護法について 1. 文化財保護法とは 2. 埋蔵文化財とは 3. 周知の埋蔵文化財包蔵地（周知の遺跡）	6
IV	埋蔵文化財保護のために ～周知の埋蔵文化財包蔵地での土木・建築工事等を計画されている方へ～ 1. 周知の埋蔵文化財包蔵地での土木・建築工事等を計画される場合 7 (1) 区への事前の相談・照会 (2) 埋蔵文化財発掘届の提出 (3) 東京都教育委員会からの回答・区との事前協議 (4) 事前の発掘調査 2. 工事中等に埋蔵文化財を発見した場合 9 (1) 埋蔵文化財発見届の提出 (2) 必要な発掘 3. 発掘調査後の処理 9 (1) 遺跡の取り扱いについて (2) 出土した遺物の帰属 (3) 報告書の刊行と活用	7
V	関係法規 文化財保護法（抜粋）ほか	11
VI	届出様式一覧	19

I 豊島区内の遺跡

豊島区内には、過去約三万年にわたる人類の生活のあとを伝える遺跡が、現在までに16か所確認され、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護しています。そこでは、旧石器時代・縄文時代・弥生時代・古墳時代・平安時代の集落跡、室町時代の屋敷跡、江戸時代の大名屋敷などの武家地や庶民の生活した町人地（町家・料理屋・植木屋等）にまつわる様々な遺構・遺物が発見されてきました。遺跡は先人が現在に伝えてくれた大切な文化財です。貴重な豊島区の文化遺産を現状のまま地域の自然環境とともに後世に伝えていく必要があります。

II 豊島区の遺跡の概要

遺跡No. 1〔氷川神社裏貝塚〕

包蔵地の範囲……池袋本町二丁目・三丁目

区内で最も著名な縄文時代後期・晩期の貝塚を中心とした遺跡で、弥生時代後期・古墳時代後期の遺物も採集されている。縄文時代貝層を含む遺跡総体は、谷端川沖積地に面する台地上に占地しており、氷川神社を含む周辺一帯に広がっていると推測される。『豊島区史』編纂事業に際して氷川神社境内の発掘調査を実施したが、この時は貝層等の遺構・包含層を検出することはできなかった。おそらく縄文時代貝層は発掘地点のさらに北側に存在すると想定される。なお、この遺跡は江戸時代の池袋村の中心部に近く、この時代の遺構・遺物も発見されている。

遺跡No. 2〔池袋東貝塚〕

包蔵地の範囲……池袋本町三丁目・四丁目

氷川神社裏貝塚のある台地下の東側段丘上に占地し、谷端川に注ぐ小谷の入口部に面している。縄文時代の貝塚が存在することは明治時代には知られていたが、その後の開発により正確な位置は不明となっていた。2017年の発掘調査で、縄文時代後期の貝塚が再発見された。また、これまでには弥生時代後期の集落や、室町時代から江戸時代のものと思われる道路も発見されている。さらに、縄文時代前期から晩期にいたる各時代の土器や、古墳時代・平安時代・室町時代の遺物が出土している。



池袋東貝塚で出土した縄文時代後期の土器

遺跡No. 3〔学習院大学周辺遺跡〕

包蔵地の範囲……目白一丁目・二丁目

学習院大学キャンパスを中心に広がる遺跡で、神田川（妙正寺川）に面する台地上に占地している。川岸の急斜面の上部は旧石器時代の遺跡が分布し、豊島区内でもっとも古い時期の石器が出土している。また、斜面地では武家屋敷、台地の上部では高田村など江戸時代の痕跡が発見されている。ほかに、縄文時代早期・古墳時代後期の石器・土器も出土している。

遺跡No. 5〔染井遺跡〕

包蔵地の範囲……駒込一丁目～七丁目、巣鴨二丁目・四丁目・五丁目

染井遺跡では、主に江戸時代の遺構や遺物が発見されている。江戸時代に多くの植木屋が染井通りの北側に住んでおり、発掘調査により当時の園芸文化や、行楽地として繁栄した地域の様相が明らかになってきている。また、染井通りの南側は津藩藤堂家下屋敷をはじめとする武家地として利用されていた。ここでは、御殿空間の厨房と思われる場所や、家臣の屋敷地・長屋、職人の鍛冶工房と推定される場所、屋敷を囲む空堀（内堀・外堀）などが発見されている。

この他に発見された遺構としては、旧石器時代の遺物集中地点、縄文



大名屋敷の発掘調査

時代早期の落とし穴・同中期の竪穴住居、弥生時代後期の竪穴住居群・方形周溝墓、室町時代の墓地・宗教施設・道路などがあり、遺物には古墳時代後期のものもある。

遺跡No. 6〔巢鴨遺跡〕

包蔵地の範囲……………巢鴨一丁目・二丁目・三丁目・四丁目

この遺跡の中心は、江戸時代の中山道沿いの巢鴨町および大名・旗本屋敷にかかわる遺構・遺物であり、北側は染井遺跡と接している。これまでに発見されているのは、大名屋敷を囲む空堀や、鍛冶屋、植木屋、料理屋など多様な生業を持つ庶民の生活の痕跡が中心である。江戸時代の染井遺跡と本遺跡は密接に関係しており、歴史的には一体のものとして捉えられる。

この他の時代の遺構としては、旧石器時代の礫群、縄文時代草創期の落とし穴、平安時代や室町時代の道路跡が発見されている。また、縄文時代前期から晩期・弥生時代後期・古墳時代後期・平安時代などの遺物が出土している。

遺跡No. 7〔北大塚遺跡〕

包蔵地の範囲……………北大塚一丁目

谷端川に向かう斜面から台地の縁辺にかけて立地し、江戸時代に大名屋敷（旧松平播磨守屋敷など）、明治時代には廃兵院が置かれた。発掘調査ではこの屋敷に係る地下室や堀などの遺構、遺物が数多く発見されている。

また、旧石器時代の石器や、縄文時代中期の竪穴住居と考えられる遺構も確認されている。

遺跡No. 8〔駒込一丁目遺跡〕

包蔵地の範囲……………駒込一丁目

谷田川（藍染川）に面する台地上に占地しており、縄文時代・弥生時代の遺跡として知られる。これまでに弥生時代後期の竪穴住居群・方形周溝墓が発見されている。江戸時代には伝中と呼ばれた地域で、大名・旗本屋敷などの武家地がひろがるとともに植木屋の集住した地域でもあった。発掘調査ではそれらに係る多様な遺構・遺物の発見が相次いでいる。

なお、駒込古墳の位置は本遺跡の範囲に含まれる。

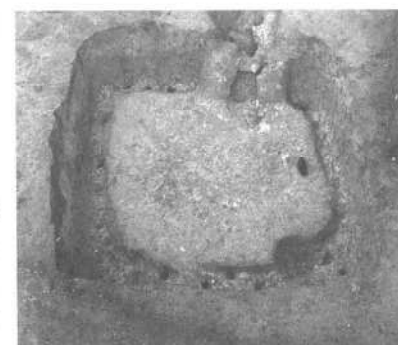


駒込一丁目遺跡出土の弥生土器

遺跡No. 9〔駒込古墳〕

包蔵地の範囲……………駒込一丁目

駒込一丁目遺跡（No. 8）の中に含まれる古墳であり、明治時代に金環等の副葬品が出土している。



長崎一丁目周辺遺跡で発見された古墳時代の竪穴住居

遺跡No. 10〔長崎一丁目周辺遺跡〕

包蔵地の範囲……………長崎一丁目、西池袋四丁目

谷端川（現在は暗渠）に面する低い台地上に占地する。室町時代の墓地・屋敷跡が発見され、遺物では板碑が多く出土する地域であることから中世から庶民の生活が営まれていたことがわかってきた。また、縄文時代の遺物、古墳時代終末期の竪穴住居跡、江戸時代の道路や住宅跡も発見されている。

遺跡No. 11〔高松遺跡〕

包蔵地の範囲……………高松二丁目・三丁目

縄文時代の石器等が採集されていることから縄文時代の遺構が存在すると考えられるが、旧石器時代のナイフ形石器や古墳時代・平安時代のものと思われる土器等も採集されている。この他に、これまでに発見されている遺構として、鎌倉時代の境堀・江戸時代の道路などがある。

遺跡No. 12〔雑司が谷遺跡〕

包蔵地の範囲……雑司が谷二丁目・三丁目

本遺跡は弦巻川（現在は暗渠）に面する台地上に占地している。雑司が谷鬼子母神境内およびその周辺は室町・江戸時代以来の信仰の場であり、寺社参詣を兼ねた江戸市民の遊興地ともなっていた。このため、鬼子母神参道周辺には江戸時代の料理屋関係の遺構・遺物が密集して残っており、また室町時代末ないし江戸時代初頭に営まれた住宅や墓なども発見されている。この他、旧石器時代の遺物集中地点が発見されているのをはじめ、縄文時代・弥生時代の遺物や、鎌倉街道と推定される道路跡も出土している。なお、地下鉄13号線雑司が谷駅建設に際して行った調査の結果、この遺跡が二丁目にも広がっていると推定されているほか、北側の周知範囲外でも江戸時代以前の信仰や埋葬に関わる遺構や遺物が不時発見された事例がある。



雑司が谷遺跡出土の肥前磁器の大皿

遺跡No. 13〔東池袋遺跡〕

包蔵地の範囲……東池袋一丁目・四丁目

サンシャインシティの南側に入り込む谷に面した、旧石器時代・縄文時代・江戸時代の遺跡である。江戸時代には武家地や鷹方組屋敷が置かれた場所で、その屋敷の区画と推定される大規模な堀や溝をはじめ、建物や井戸の痕跡など多様な遺構、そこで用いられた大量の遺物が発見されている。遺跡の範囲については、特に南側に関しては今のところ推定の材料がなく、さらに広がる可能性がある。

遺跡No. 14〔旧感応寺境内遺跡〕

包蔵地の範囲……目白三丁目・四丁目、西池袋二丁目

江戸時代の終わりごろ建立された感応寺（日蓮宗）の寺域を範囲とするが、感応寺の存続期間は短く、その前後は武家地（大名・旗本屋敷）であった。これまでに、感応寺のものと考えられる大型礎石が出土しており、祖師堂のあった位置が捉えられつつある。また、武家屋敷の痕跡と推定される屋敷跡や、大型の区画溝、馬が埋葬された土坑などが発見されている。この他に縄文時代の竪穴住居と考えられる遺構が確認されている。

遺跡No. 15〔椎名町遺跡〕

包蔵地の範囲……南長崎三丁目・四丁目・五丁目

旧清戸道に面した江戸時代の町場であり、この時代の遺構・遺物が発見されている。また、この他に縄文時代中期の遺物も出土している。

遺跡No. 16〔千早遺跡〕

包蔵地の範囲……千早四丁目

豊島区の西端、練馬区との区境をなす谷に向かう斜面から台地縁辺にかけて立地する遺跡で、板橋区側へ広がると推定される。豊島区内では調査実績が少なく不明の部分が多いが、縄文時代・古墳時代の遺跡で、斜面下部で土器が採取されている。

遺跡No. 17〔南池袋遺跡〕

包蔵地の範囲……南池袋二丁目・三丁目・四丁目

南池袋遺跡は、環状第5の1号線建設事業にともなう調査で発見された。眼下に弦巻川を見下ろしその対岸に鬼子母神堂を望む台地上に立地する。縄文時代の落とし穴や、江戸時代の大型の溝状遺構（堀）、建物跡などが発見されている。中世から続く雑司が谷が村の範囲に含まれ、近隣にある法明寺・本立寺等の中世起立の寺院と関係が深く、江戸時代には御鷹部屋が近隣に置かれたこともこの地域の発展に影響があったと推測される。現在のところ都道建設により調査を行った範囲のみを包蔵地としているが、付近では江戸時代の埋葬施設が不時発見された事例があり、雑司が谷村の痕跡が付近に広く包蔵されていると推測される地域である。

豊島区内・周知の埋蔵文化財包蔵地 所在一覧

令和5年2月1日現在

No.	遺跡名	時代	種類	範囲（下線は一部が包蔵地に含まれます）
1	氷川神社裏貝塚 (76300㎡)	縄文・弥生・平安・中世・近世	散布地(包蔵地)・貝塚	池袋本町二丁目（ <u>17</u> ・25～32・36・37・ <u>38</u> ），池袋本町三丁目（ <u>2</u> ・3・ <u>10</u> ・11～16・18～20・ <u>21</u> ）
2	池袋東貝塚 (47000㎡)	縄文・古墳・奈良・平安	散布地(包蔵地)・貝塚	池袋本町三丁目（ <u>7</u> ・ <u>21</u> ・22・ <u>23</u> ・ <u>28</u> ・ <u>29</u> ），池袋本町四丁目（17～19・ <u>31</u> ・33～36・ <u>37</u> ・ <u>40</u> ・ <u>41</u> ）
3	学習院大学周辺遺跡 (203200㎡)	旧石器・縄文	散布地(包蔵地)	目白一丁目（ <u>1</u> ・ <u>2</u> ・ <u>5</u> ・ <u>6</u> ・ <u>7</u> ），目白二丁目（ <u>1</u> ・ <u>2</u> ・ <u>3</u> ・ <u>5</u> ・ <u>8</u> ・ <u>9</u> ・10）
5	染井遺跡 (541600㎡)	縄文・弥生・古墳・中世・近世	散布地(包蔵地)・集落跡・貝塚・その他（大名屋敷・町屋）	巣鴨一丁目（5・ <u>16</u> ），巣鴨二丁目（7・8），巣鴨三丁目（ <u>39</u> ），巣鴨四丁目（ <u>22</u> ・25），巣鴨五丁目（1～11），駒込一丁目（30・33～35・ <u>37</u> ・38・39・ <u>40</u> ・ <u>41</u> ・42～44），駒込二丁目（ <u>1</u> ～ <u>3</u> ・4・5・ <u>6</u> ・ <u>17</u> ），駒込三丁目（1～13・ <u>14</u> ・15・ <u>16</u> ），駒込四丁目（1～16），駒込五丁目（1～5），駒込六丁目（1～8・ <u>9</u> ・ <u>10</u> ・11・20），駒込七丁目（1～4）
6	巣鴨遺跡 (386700㎡)	縄文・弥生・近世	集落跡・その他（武家屋敷）	巣鴨一丁目（1～4・6～15・ <u>16</u> ・17～21・27～31），巣鴨二丁目（1～6・9～17），巣鴨三丁目（14～39），巣鴨四丁目（ <u>9</u> ・10・ <u>11</u> ～ <u>13</u> ・14～21・ <u>22</u> ・23・24・26・28・29・32～36・ <u>37</u> ）
7	北大塚遺跡 (42000㎡)	縄文・古墳・近世	その他（大名屋敷）	北大塚一丁目（11・12・ <u>13</u> ・20～26）
8	駒込一丁目遺跡 (47100㎡)	縄文・弥生・近世	散布地(包蔵地)	駒込一丁目（1～13・ <u>37</u> ・ <u>40</u> ・ <u>41</u> ）
9	駒込古墳	古墳	その他（古墳）	駒込一丁目（9番 *推定）
10	長崎一丁目周辺遺跡 (80800㎡)	中世・近世	散布地(包蔵地)	長崎一丁目（2・ <u>3</u> ・5～17・ <u>18</u> ・ <u>19</u> ・ <u>26</u> ～ <u>28</u> ）西池袋四丁目（ <u>38</u> ・ <u>39</u> ・40・41）
11	高松遺跡 (69600㎡)	縄文・（平安）・近世	散布地(包蔵地)	高松二丁目（26～31・ <u>43</u> ・ <u>44</u> ・45・49・50・52～56・ <u>57</u> ），高松三丁目（ <u>2</u> ・3・4・ <u>5</u> ～ <u>7</u> ）
12	雑司が谷遺跡 (74200㎡)	縄文・平安・中世・近世	散布地(包蔵地)	雑司が谷二丁目（ <u>6</u> ～ <u>8</u> ），雑司が谷三丁目（1～9・10・15～19・ <u>21</u> ・ <u>22</u> ）
13	東池袋遺跡 (33600㎡)	縄文・近世	散布地(包蔵地)	東池袋一丁目（25），東池袋四丁目（ <u>3</u> ・4～8・ <u>24</u> ）
14	旧感応寺境内遺跡 (1001000㎡)	近世	社寺跡	目白三丁目（6～11・23～28），目白四丁目（1～4・17～19），西池袋二丁目（6）
15	椎名町遺跡 (34600㎡)	近世	集落跡	南長崎三丁目（ <u>6</u> ・ <u>8</u> ～ <u>10</u> ・11・ <u>12</u> ・ <u>14</u> ），南長崎四丁目（ <u>10</u> ・ <u>12</u> ・ <u>16</u> ・17・ <u>23</u> ・ <u>24</u> ・ <u>27</u> ～ <u>29</u> ），南長崎五丁目（ <u>10</u> ）
16	千早遺跡 (30700㎡)	縄文・古墳	散布地(包蔵地)	千早四丁目（ <u>5</u> ・ <u>6</u> ・7・8・ <u>9</u> ・ <u>10</u> ）
17	南池袋遺跡 (8600㎡)	縄文・江戸	散布地(包蔵地)・屋敷	南池袋二丁目（ <u>1</u> ～ <u>3</u> ・ <u>40</u> ・ <u>45</u> ），南池袋三丁目（ <u>24</u> ・ <u>25</u> ）

* 遺跡の数および範囲は最新の情報によって改訂される場合がございますので管理・文化財グループにご照会ください。

Ⅲ 文化財保護法について

1. 文化財保護法とは

文化財の保存と活用のために「文化財保護法」が制定されています。この文化財保護法は、昭和24年1月の奈良法隆寺金堂の壁画焼失を契機として、翌25年5月に施行されました。

その後、昭和29年に無形文化財の指定制度の創設、民俗資料の保護の強化等の改正がなされ、昭和43年に文化庁が発足しました。さらに、昭和50年には高度経済成長に伴う社会経済情勢の急激な変化、埋蔵文化財にかかわる開発事業等の増加に対応するため、埋蔵文化財保護制度の整備、強化、地方公共団体の文化財保護行政の整備を柱とした改正が行なわれました。そして、平成12年には「地方分権の推進を図るための法律」の制定に伴う、文化財保護法の改正により、各種の届出の提出先が国（文化庁）から都道府県（東京都）になるなどの改正が行なわれました。

2. 埋蔵文化財とは

文化財保護法にうたわれている埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財のことをいい、文化財の種類ではなく、文化財の存在する状態を意味しています。土地に埋蔵されているとは、地下・水底・海底その他土地の上下を問わず、人目に触れない状態で所在していることをいいます。その種類として有形文化財、有形民俗文化財、遺跡、化石等の地下鉱物等があげられます。遺跡の範囲に含まれるものには、具体的には土器・石器・金属器・木製品・骨角器・瓦・陶磁器等の各種遺物、住居跡、貝塚、古墳、城館跡、寺院跡、その他の各種遺構があり、これらが発見される地域を通常、遺跡と呼んでいます。

3. 周知の埋蔵文化財包蔵地（周知の遺跡）

周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法第93条）とは、古墳・貝塚・城館跡等のように外形的に判断できるもののほか、伝説・口伝・学問的な調査研究等によってその地域社会の中で遺跡として知られている土地をいいます。この周知の埋蔵文化財包蔵地を地図上におとしたものが遺跡地図で、豊島区では今のところ前章で紹介したように16か所の周知の埋蔵文化財包蔵地が知られています。しかし、板橋区・練馬区・北区・新宿区等の隣接区の様子から見ても、周知の埋蔵文化財包蔵地はこれからの開発事業の中で新たに発見されることが確実であり、増加していくことが予測されます。

近年の市街地再開発に伴ない、豊島区でも周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発行為が増加しており、日本の歴史や地域の歴史を知る上で貴重な遺跡が、破壊され失われていく危機に直面しています。豊島区ではこうした遺跡の保存・保護のために、次のような手続きをお願いしています。



染井遺跡での遺跡発掘体験



調査成果を展示

Ⅳ 埋蔵文化財保護のために

－周知の埋蔵文化財包蔵地での土木・建築工事等を計画されている方へ－

1. 周知の埋蔵文化財包蔵地にかかる土木・建築工事等を計画される場合

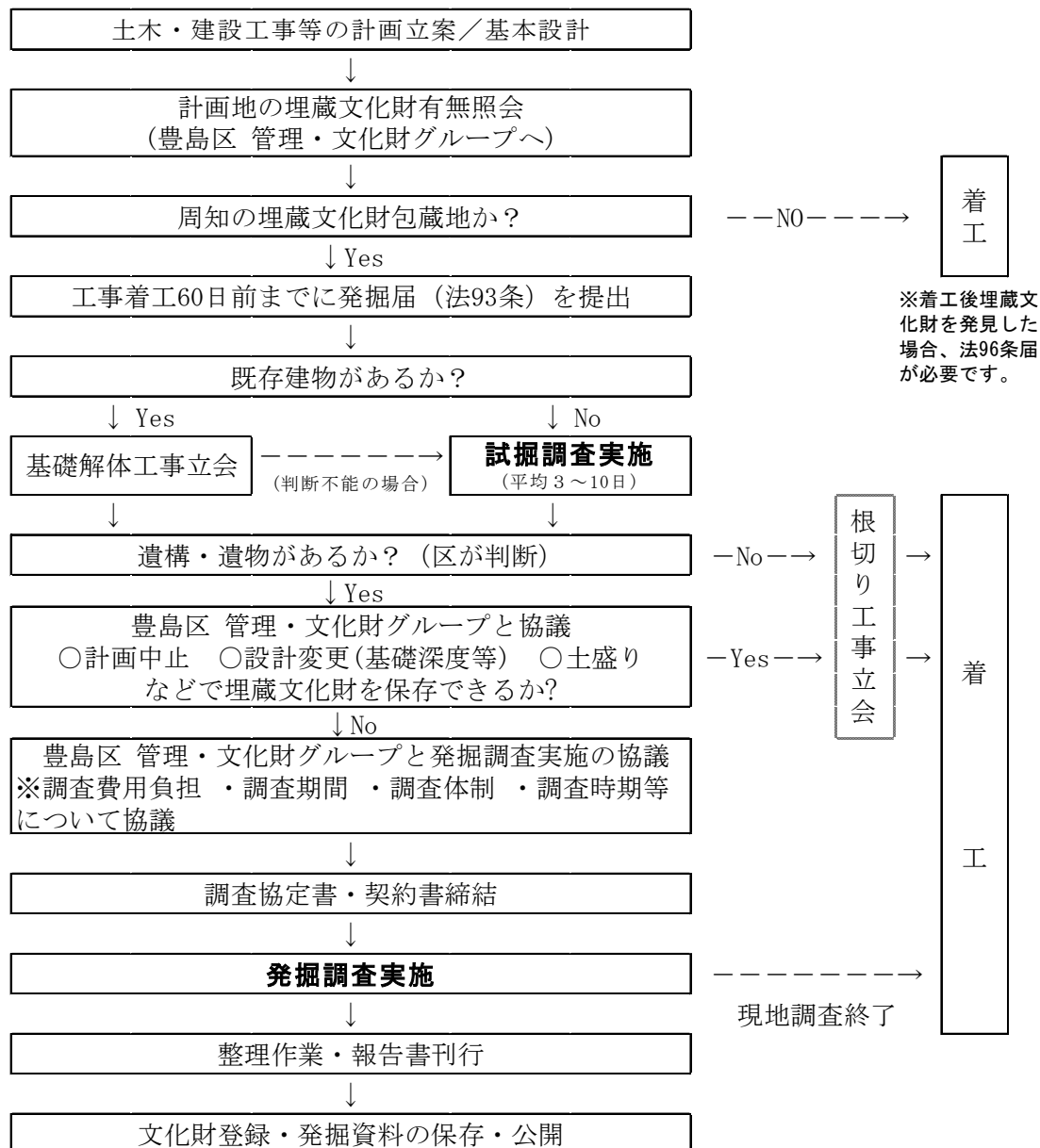
周知の埋蔵文化財包蔵地、及びその周辺で土木・建築工事等を計画される場合には次の図のような手続きが必要です。

(1) 区教育委員会への事前の相談・照会

土木・建築工事等を計画されている方は、計画予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地にかかるかどうか、出来るだけ早い時期に、豊島区 文化事業課管理・文化財グループで確認してください。遺跡の有無、概要、範囲、発掘調査等についてお知らせします。

〔埋蔵文化財発掘調査にかかる基本流れ図〕

※ 学術目的の発掘調査(法 92 条)、公共団体による発掘調査(法 94 条)、周知の包蔵地外での土木工事等で埋蔵文化財の発見による届(法 96 条)については、豊島区 管理・文化財グループにお問い合わせください。



※文化財保護法第93条による届出は、工事着工の60日前迄に区を経由し東京都教育委員会に提出。

(2) 埋蔵文化財発掘届の提出

計画予定地が、周知の埋蔵文化財包蔵地にかかる場合、土木・建築工事等を避けていただくことが望ましいのですが、やむをえず工事を行なう場合は、原則として工事着工の60日前までに、文化財保護法第93条に基づく埋蔵文化財発掘届を東京都教育委員会へ提出することが義務づけられています。

発掘届は豊島区文化事業課管理・文化財グループに提出していただき、区を経由して東京都教育委員会に送付いたします。

- ・提出部数 正・副各1部(19～24頁) ※副本の返却はいたしません
- ・添付資料等(各2部) 現地案内図、配置図、平面図、立面図、基礎断面図(根切断面図)

※地盤改良を行う場合は、地盤改良の図面

※届出は、建物1棟につき1件必要です(例えば、分譲住宅等で同じ敷地に複数棟建てる場合でも、それぞれの棟の分の届が必要です)。

(3) 東京都教育委員会からの回答・区との事前協議

発掘届に対し、東京都教育委員会から保護上必要な指示があり、遺跡の取扱いについて区と協議をすることになります。保存上の指示はおおむね次のとおりです。

- ・開発中止(現状保存)
- ・開発計画の一部変更
- ・事前の発掘調査(①試掘調査、②本格的発掘調査、③立会い調査)

なお、東京都教育委員会からの回答は文書によるもので、事務手続き上遅くなります。そのため届出後すぐに区との協議を開始します。

※事業者が国の機関等の場合

事業者が、国・地方公共団体・国または地方公共団体の設立に係わる法人で政令で定められたものである場合は、民間とは別の規定が定められています。(文化財保護法第94条)

この場合、あらかじめ東京都教育委員会教育長に埋蔵文化財発掘通知書(19・20頁)を提出し、事業計画の策定およびその実施について協議しなければなりません。実際の取扱いには民間に準じます。

(4) 事前の発掘調査

①立会い調査(基礎抜き工事立会い)

既存施設の解体工事の基礎抜き作業時に区が立会い、当該地における遺跡の有無の確認を行ない、発見された場合には遺構・遺物の包含されている層の深さや埋蔵密度を判断するための情報を収集します。このため、区とともに事業者にも立ち会っていただくことがあります(代理人でも可)。この段階での判断が、開発事業計画に密接に関わる場合がありますので、できる限り事前に工事日時をお知らせください。

基礎抜き工事の立会い調査において、埋蔵文化財が破壊される危険性の高いことが判明した場合、試掘調査ないしは本格的調査を実施していただくことになります。

②立会い調査(根切り工事立会い)

①に記した立会い調査で遺跡が確認されなかった場合や、根切り工事深度を変更して埋蔵文化財を痛めない工夫をしていただいた場合(木造建築や軽量鉄骨造建築などの基礎深度が浅い場合の対応策)に、根切り工事に立ち会って埋蔵文化財保護についての適正な対応が取られているかどうかを最終確認いたします。

また、①の立会い調査で遺跡が確認できなかった場合でも、この段階で発見されることがあります。このため、区とともに事業者にも立ち会っていただくことがあります。調査には区が掘削工事に立会いますので、事前に工事日時をお知らせください。

根切り工事の立会い調査において、埋蔵文化財が破壊される危険性の高いことが判明した場合、基礎抜き工事の時の掘削地点以外の場所で埋蔵文化財が確認された場合には、試掘調査ないしは本格的調査を実施していただくことがあります。

③試掘調査

土木・建築工事等の計画予定地の埋蔵文化財の状況・規模を判断するために行なうものです。通常、関東ローム層(赤土)の上面までの試掘坑を開発予定の面積に応じて数か所掘削します(通常対象面積の10%から20%)。この際、区とともに事業者も立ち会っていただきます。

試掘の結果、埋蔵文化財の存在が確認された場合には、本格的発掘調査が必要です。すでに地下が掘削され、埋蔵文化財が消失している場合、埋蔵文化財が確認されない場合、設計変更等で埋蔵文化財が破壊されないようにする場合は本格的発掘調査を行なう必要はありませんが、根切り工事実施の際に立会い調査を行なうことがあります。

④本格的発掘調査

試掘の結果、埋蔵文化財の遺存が確認された場合は、工事に先立つ本格的発掘調査を実施することになります。埋蔵文化財は、一度破壊されてしまえば二度と復元できません。土木・建築工事等によって、やむをえず埋蔵文化財を破壊しなければならないときは、文化財保護法上の義務として、写真・図面等により正確な記録を作成し、記録保存をしなければなりません。そのため、工事を行なう方には次のようなご協力をお願いしています。

a) 調査期間の保障

発掘調査は、ごく一部を除き、全過程のほとんどが人手によります。またその作業は、たいへん精密なものであり、適切な時期と十分な期間を必要とします。工事等の計画面積、埋蔵文化財の密度によって調査期間は異なりますが、区との協議のうえで、この期間を工事前に保障していただきます。

b) 調査経費の負担

事前の発掘調査にかかる経費は、原則として事業者の方に負担していただきます。〔原因者負担制：文化財保護法第99条2項および「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（平成10年 文化庁次長通知）七の（一）」より〕ただし、事業者が個人で、本人の自宅を建てるときは、区が負担する場合がございます。詳細は区文化事業課管理・文化財グループまでご相談ください。

2. 工事中等に埋蔵文化財を発見した場合

周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲以外で、工事中・崖崩れ等により偶然に埋蔵文化財を発見した場合、次の手続きが必要です。

(1) 埋蔵文化財発見届の提出

文化財保護法第96条では、その土地の所有者または占有者は、その現状を変更することなく、遅滞なく、区(教育委員会)を経由して東京都教育委員会に発見届の提出が義務づけられています。(様式省略)

(2) 必要な発掘

(1)の提出により、必要と判断された場合には、周知の埋蔵文化財包蔵地の場合と同様、発掘調査を実施することになります。

また、東京都教育委員会は、(1)の届出の有無にかかわらず、遺跡が発見され、必要性を確かめたときは、工事の中止・停止等の命令を出すことができます。なお、発見された遺跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地として、都・区教育委員会備えつけの遺跡分布地図に書き加えられます。

3. 発掘調査後の処理

(1) 遺跡の取り扱いについて

発掘調査終了後は工事着工となります。ただし、調査主体者の所見を尊重しつつ、行政的・学術的判断に基づいて、

①国等で「史跡」に指定し、遺跡の全部・または一部を買収し、保存する。

②事業者の協力を得て、事業計画を変更し遺跡の一部を保存する。

のような処置がとられることもあります。

(2) 出土した遺物の帰属

発掘調査等で出土した遺物は、遺失物法の適用を受けます。警察署では遺物を公告し、6か月間で所有者が判明しない場合、所有権は東京都に帰します。都が保有する必要がある場合は、発見者・調査主体者・地方公共団体・土地所有者に対して、譲与等ができることになっています。なお、豊島区が調査を実施した場合は、届出時に承諾書をご提出いただくことにより、出土遺物は区の所有に帰することになります。また、出土遺物が文化財に認定されると、東京都教育委員会から土地所有者に通知が送付されます。

(3) 報告書の刊行と活用

発掘終了後、調査主体者は遺物・図面・写真等の整理を行ない、さらに整理・報告書編集を行ない学術的な報告書を刊行します。

報告書は、地方公共団体・学校・図書館・研究機関等に配付し、歴史学習や文化財保護に活用されます。保管されている遺物等は、機会を設けて展示・公開します。



区民講座などで出土遺物を活用



巣鴨遺跡から出土した江戸時代の植木鉢

関係法規

文化財保護法（抜粋）

第1章 総 則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

（政府及び地方公共団体の任務）

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

- 第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。
 - 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第6章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しよ

うとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項【国有財産の所管換の意義】に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第95条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項「調査のための発掘に関する届出」の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えてはできない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第2項の命令は、第1項の届出があった日から起算して一月以内にしなければならない。
- 5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁

長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなってはならない。

- 6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があった日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかった場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされなかったときも、同様とする。
- 9 第2項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第41条第2項から第4項〔損失補償額の決定、補償額の増額請求の訴え、訴えにおける国の被告〕までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

- 第97条 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第92条第1項〔調査のための発掘に関する届出〕又は第99条第1項〔調査のための発掘の施行〕の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
 - 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
 - 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
 - 5 前各項の場合には、第94条第5項〔発掘に関する通知・協議又は勧告〕の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

- 第98条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
 - 3 第1項の場合には、第39条〔文化庁長官による国宝の修理等の施工の責任者選任〕〔同条第3項において準用する第32条の2第5項〔管理または管理のため必要な措置を拒み、妨げ又は忌避することの禁止〕の規定を含む。〕及び第41条〔国の損失補償及び増額請求の訴え〕の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

- 第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
- 2 地方公共団体は、第1項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
 - 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
 - 4 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還または通知等)

- 第100条 第98条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成18年法律第

73号) 第4条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもって足りる。

2 前項の規定は、前条第1項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第7条第1項の規定による公告をしなければならない。

(提 出)

第101条 遺失物法第4条第1項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑 査)

第102条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第103条 第100条第1項に規定する文化財又は同条第2項若しくは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があったときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第104条 第100条第1項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財(国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限り。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第41条第2項から第4項[損失補償額の決定、補償額の増額請求の訴え、訴えにおける国の被告]までの規定を準用する。

(都道府県帰属および報償金)

第105条 第100条第2項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財(前条第1項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第1項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第41条第3項[補償額の増額請求の訴え]の規定を準用する。

5 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第106条 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第104条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することがで

73号)第4条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもって足りる。

2 前項の規定は、前条第1項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第7条第1項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第101条 遺失物法第4条第1項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第102条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第103条 第100条第1項に規定する文化財又は同条第2項若しくは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があったときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第104条 第100条第1項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財(国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限り。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第41条第2項から第4項[損失補償額の決定、補償額の増額請求の訴え、訴えにおける国の被告]までの規定を準用する。

(都道府県帰属および報償金)

第105条 第100条第2項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財(前条第1項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第1項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第41条第3項[補償額の増額請求の訴え]の規定を準用する。

5 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第106条 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第104条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することがで

埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について (平成10年 文化庁次長通知)

一 基本的事項

(一) 埋蔵文化財保護の基本的な考え方

埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。

(二) 【省略】

(三) 開発事業者等への対応の基本

埋蔵文化財に関する開発事業との調整や発掘調査その他の措置に関しては、事業者その他関係者に対し埋蔵文化財保護の趣旨を十分説明し、その理解と協力を基本として進めること。

(四) 以下【省略】

七 発掘調査の経費等について

(一) 発掘調査経費負担に関する理念・根拠

埋蔵文化財は、我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であり、可能な限り現状で保存することが望ましいものであるが、開発事業等が計画されたことによりこれを現状のまま保存することができなくなった場合、少なくとも、発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存することとし、この場合、当該埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対しその経費負担による記録保存のための調査の実施を求めることとしている。

このような開発事業等の事業者の経費負担による発掘調査の実施は、文化財保護法第57条の2第2項による指示等及び「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」(昭和56年2月7日付け庁保記第11号)による各都道府県教育委員会の指導に基づき行われるものである。

(二) 事業者に負担を求める発掘調査経費の範囲等

開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関して開発事業等の事業者を経費の負担を求めるのは、発掘調査作業に要する経費(機械器具の借損料、立入補償費等を含む。)、出土文化財の整理等に要する経費(応急的な保存処理のための費用を含む。)、報告書作成費等である。

なお、開発事業等の事業者に負担を求める経費の積算に当たっては、当該開発事業に伴う埋蔵文化財の記録保存のために必要な範囲にとどめる等、その節減に努める必要がある。

(三) 発掘調査経費・期間の積算基礎の策定等

開発事業に伴う発掘調査の経費及び期間については、各地方ブロックごとの標準的な積算基礎の策定が完了したところであるが、今後、標準的な積算基礎の具体的な事案への適用を進めるとともに、必要に応じ、より広範囲の事業に対応できる実用的な内容への補完・改訂等を検討することとされたい。

また、開発事業者と発掘調査経費について協議する際には、経費の具体的な積算根拠等について十分説明し、その理解を得る必要がある。

別紙二 記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

(一) 工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方

① 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとする。

② 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や、一時的な盛土や工作物の設置の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合は、発掘調査を行うものとする。

遺失物法（抜粋）

第二章 第一節 拾得者の義務

第4条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

第二章 第二節 警察署長等の措置

（遺失者への返還）

第6条 警察署長は、提出を受けた物件を遺失者に返還するものとする。

（公告等）

第7条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 物件の種類及び特徴
- 二 物件の拾得の日時及び場所

第三章 費用及び報労金

（遺失者の権利放棄による拾得者の所有権取得等）

第32条 すべての遺失者が物件についてその有する権利を放棄したときは、拾得者が当該物件の所有権を取得する。ただし、民法第241条ただし書に規定する埋蔵物については、同条ただし書の規定の例による。

民法（抜粋）

（埋蔵物の発見）

第241条 埋蔵物は、遺失物法の定めるところに従い公告をした後六箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを発見した者がその所有権を取得する。ただし、他人の所有する物の中から発見された埋蔵物については、これを発見した者及びその他人が等しい割合でその所有権を取得する。

東京都文化財保護条例（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で東京都（以下「都」という。）の区域内に存するもののうち、都にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって都民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

第7章 埋蔵文化財

（教育委員会が処理する事務）

第42条 法第184条第1項第6号の規定により教育委員会が行う土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）及び遺跡の発見に係る事務に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(文化財の所有権の帰属)

第43条 法第105条第1項の規定により都にその所有権が帰属した文化財は、法第107条第1項の規定により当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に譲与する場合を除き、当該文化財が発見された土地を管轄する特別区又は市町村（以下「区市町村」という。）にその所有権を帰属させることができる。

(周知の埋蔵文化財包蔵地)

第46条 教育委員会は、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地について、周知の埋蔵文化財包蔵地と認めることができる。

2 前項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地に係る事務に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第9章 区市町村教育委員会

(区市町村教育委員会が処理する事項)

第57条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を区市町村（第二号に掲げる事務は区市に限る。）が処理することとする。

- 一 法及びこの条例の規定により文化財に関し教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件の受理
- 二 第36条で準用する第14条第1項の規定による都指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為の許可並びに第36条で準用する第14条第4項の規定による当該許可の取消し及び停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びに停止命令を除く。）

(区市町村教育委員会の意見具申)

第58条 教育委員会は、前条第一号の事務を処理する区市町村教育委員会に対し、当該届書その他の書類及び物件に関し意見を求めるものとする。

東京都文化財保護条例施行規則（抜粋）

(埋蔵文化財等に係る事務)

第20条 条例第42条の規定（教育委員会が処理する事務）による埋蔵文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地及び遺跡の発見に係る届出及び通知の受理、指示、命令、協議並びに勧告に関し必要な事項は、教育長が定める。

(周知の埋蔵文化財包蔵地)

第23条 条例第46条第2項の規定（周知の埋蔵文化財包蔵地）による周知の埋蔵文化財包蔵地に係る事務に関し必要な事項は、教育長が定める。

東京都豊島区文化財保護条例（抜粋）

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、豊島区（以下「区」という。）の区域内に存する文化財（法の規定による指定を受けたもの及び東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。）の規定による指定を受けたものを除く。以下同じ。）について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって区民の文化的向上に資するとともに、郷土文化の進歩に貢献することを目的とする。

(No. _____)
年 月 日

豊島区 教育委員会教育長 様

住所

氏名等

印

電話

埋蔵文化財発掘の（届出・通知）の提出について（依頼）

このことについて、文化財保護法（第93条第1項・第94条第1項）の規定に基づく発掘の（届出・通知）を提出しますので、下記のとおり送付方をお願いします。

記

1. 送付先

東京都教育委員会教育長

2. 提出書類

埋蔵文化財発掘の（届出・通知）

〔添付資料（A3判）：現地案内図、配置図、平面図、立面図、基礎断面図〕

※地盤改良を行う場合は、地盤改良の図面

※届出は、建物1棟につき1件必要です（例えば、分譲住宅等で同じ敷地に複数棟建てる場合でも、それぞれの棟の分の届が必要です）。

3. 提出部数

正副 各 1 部

第 年 月 日 号

東京都 教育委員会教育長 様

〒 ー
住 所

氏名等

⑩

埋蔵文化財発掘の「届出・通知」について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）〔第 93 条第 1 項・第 94 条第 1 項〕、同第 184 条第 1 項及び文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条〔第 1 項・第 2 項〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり「届出・通知」します。

記

1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6. 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称および代表者の氏名並びに事務所の所在地）
7. 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の予定時期
9. 当該土木工事等の終了の予定時期
10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記

法第93条第1項・法第94条第1項

(○で囲むこと)

1 所在地	豊島区	丁目	番	号 (住居表示)
2 面積	m ²			
3 土地所有者	住 所：			
	氏名等：			
4 遺跡の種類	散布地 (包蔵地) 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳			
	横穴墓 その他の墓 生産遺跡 屋敷 その他の遺跡 ()			
遺跡の名称	(遺跡番号)		員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()			
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()			
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅			
	分譲住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物 ()			
	宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発			
	ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業 (農道等含む)			
	その他農業関連事業 土砂採取 その他開発 ()			
6 工事主体者	住 所：			
	氏名等：			
7 施工責任者	住 所：			
	氏名等：			
8 着手予定時期	年	月	日	9 終了予定時期
10 参考事項				

指導事項	発掘調査 立会調査 慎重工事 試掘・確認調査 その他 ()
------	--------------------------------

〔注意事項〕 ①太線内は届出者が記入。 ②指導事項欄は都教育委員会で記入。
 ③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入。

別紙1

第 年 月 号
日

東京都 教育委員会教育長 様

〒 一
住 所

氏名等 ⑩

電 話

承 諾 書

私が所有する下記所在地における事業については、表記届出者が行う事業の
実施及び文化財保護法に基づく届出を承知しております。

記

豊島区	丁目	番地 番	号	所在遺跡
-----	----	---------	---	------

別紙2

第 年 月 号
日

豊島区 教育委員会教育長 様

〒 一
住 所

氏名等 ⑩

電 話

承 諾 書

私が所有する下記所在地における埋蔵文化財発掘調査事業について、承諾します。
なお、当該発掘調査による出土品については、文化財保護法の趣旨に鑑み、貴職に
処置を委ね、権利を放棄します。

記

豊島区	丁目	番地 番	号	所在遺跡
-----	----	---------	---	------

委任状

年 月 日

豊島区 教育委員会教育長 様

〒 ー
住 所

氏名等

印

(昼間の連絡先)

私は下記の者を代理人と定め、文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘調査に関する委任項目のうち、次の○印の項目について、権限を委任いたします。

(何れか一つに○)

1. 全権
2. 発掘届の届出及び協議の日程調整について
3. その他 ()

記

〒 ー
代理人住所

氏 名

(昼間の連絡先)

(緊急の連絡先)

(メールアドレス)

埋蔵文化財保護の手引き

－ 改 訂 版 －

平成 14 年 4 月 発行

平成 18 年 4 月 改訂

平成 22 年 3 月 改訂

平成 25 年 11 月 改訂

平成 28 年 3 月 改訂

令和 2 年 3 月 改訂

令和 7 年 3 月 改訂

編集・発行 豊島区文化スポーツ部
文化事業課 管理・文化財グループ

豊島区南池袋二丁目 4 5 番 1 号

電話：03-3981-1190